

A L P S 处理水の海洋放出関連設備の設置等に係る御意見に対する考え方への対応状況

令和 4 年 9 月 12 日
原 子 力 規 制 庁

科学的・技術的な御意見に対する考え方※ (今後の検査において確認するとしていること)	原子力規制庁の確認状況
放水設備の設置工事については、東京電力が実施計画「III 特定原子力施設の保安」の「第1編 第2章 品質保証」などに基づき工事の安全性も考慮して実施することになります。規制委員会は、当該設備の設置工事が適切に実施されているかについて、日々の検査等において確認します。	規制事務所の検査官が、日々の巡視等において工事状況を確認するとともに、東京電力から1回／週程度の頻度で工事の進捗状況等を聴取している。具体的な確認内容としては、放水トンネル残土搬出要領、記録及び現場作業状況等の確認を行い、放水トンネル残土についての放射線測定が行われ、 γ 線：0.01mSv/h 未満かつ β 線：検出なしを確認のうえ、第4土捨場へ搬入されていることを確認した。今後の保安検査において、工事が実施計画「III 特定原子力施設の保安」の「第1編 第2章 品質保証」などに基づき適切に実施されているか確認していく。【主に保安検査で確認】
放水トンネルの設置工事が適切に実施されているかについては、保安検査の中で確認します。	同上 【主に保安検査で確認】
海水移送ポンプについては、今後使用前検査において、実施計画に記載した容量以上（1台当たり 7,086 m ³ /h 以上）であること等を確認します。	現時点では使用前検査申請はなされていない。 今後、使用前検査申請がなされれば、順次設備の仕様等について検査していく。 【主に使用前検査で確認】
A L P S 处理水希釈放出設備では、フランジ部等の機器同士の接続部が存在する箇所に設置されることになりますが、漏えい検知器の	東京電力は工事に着手したところであり、現時点では配管等の設置は終了していない。

<p>種類や個数については、実際の機器の配置や接続状況等に応じて選定される必要があることから、それらの適切性については、今後の検査等の中で確認します。</p>	<p>今後、工事が進捗し、実際の配管等の配置や接続状況等が確認できるようになった段階で、漏えい検知器の設置状況の適切性について検査していく。 【主に保安検査で確認】</p>
<p>設計内容が満たされているかどうかは、設備の設置後に実施する使用前検査において確認します。</p>	<p>現時点では使用前検査申請はなされていない。 今後、使用前検査申請がなされれば、順次設備の仕様等について検査していく。 【主に使用前検査で確認】</p>
<p>資機材（仮設ポンプ、高圧吸引車等）の具体的な保管場所、アクセス経路等については、海洋放出設備の設置状況等に応じて柔軟に設定される必要があることから、その適切性については、今後の検査等の中で確認します。</p>	<p>東京電力は工事に着手したところであり、現時点では海洋放出設備の設置は終了していない。 今後、工事が進捗し、実際の設備の配置状況等が確認できるようになった段階で、資機材を用いた地震時のタンク漏えいに対する影響低減策の適切性について検査していく。 【主に保安検査で確認】</p>
<p>規制委員会は、東京電力によるA L P S 处理水の核種分析が適切に行われるか監視を行います。</p>	<p>東京電力は、測定・確認用設備の準備が終了した後にA L P S 处理水の核種分析を行う予定としている。なお、現時点では使用前検査申請はなされていない。 東京電力による核種分析が実施計画「III 特定原子力施設の保安」の「第1編 第2章 品質保証」などに基づき適切に実施されているかを保安検査で確認するとともに、規制庁が独自で実施する核種分析の結果とも比較検証していく。 【主に保安検査で確認】</p>

※令和4年度第25回原子力規制委員会臨時会議（令和4年7月22日開催）資料1の別紙1を基に作成